

# 委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- （本業務における特記仕様事項を記載）

# 放置艇調査測量業務仕様書

## I. 目的

本仕様書は、徳島県が管理する河川において社会問題として顕在化してきた不法係留艇対策として、放置艇及び係留施設の再調査を行い、船舶及び係留施設の台帳作成を行う。また、別途発注による暫定係留場所の選定に必要な河川深淺測量等を行うものである。

## II. 業務内容

### 1. 作業計画A

船舶・係留施設の調査（河川区域内の陸域を含む）及び台帳作成、別途発注予定の暫定係留場所の選定に必要な河川深淺測量等の作業計画を行う。

### 2. 河川管理台帳図の作成

貸与する既存の河川現況台帳図を河川毎にCADで合成し、河川管理台帳図を作成する。また、河川管理台帳図からエクセル（A4横）で図郭割図を設定する。

### 3. 放置艇プロット等

既存の河川係留船舶・沈廃船台帳より、合成した河川管理台帳図に記号等を用いて位置をプロットする。同様に図郭割図にも位置をプロットすると共に、図郭割図と河川係留船舶・沈廃船台帳をハイパーリンクできるように設定する。

### 4. 現地調査A

現地調査にて、河川係留船舶、沈廃船の有無（主に車からの目視）と位置を確認する。この際、河川管理台帳図、図郭割図及び河川係留船舶・沈廃船台帳を参考とする。

### 5. 船体識別番号の調査

上記4で確認できた船舶については、整理した河川管理台帳図、図郭割図及び河川係留船舶・沈廃船台帳を基に船体識別番号を陸上部から個別に調査する。過去に調査した河川係留船舶・沈廃船台帳と異なる場合は船舶、船体番号及び河川係留位置の確認、写真撮影等を行う。陸上部から確認不可（民地への立ち入や係留施設への立ち入りが必要）の場合には徳島県の河川管理者が自ら行うこととする。

### 6. 係留施設の調査

船体識別番号の確認と合わせて係留施設の確認を行う。係留施設の写真撮影と係留施設の位置、状況等を調査する。陸上部から確認不可（民地への立ち入や係留施設への立ち入りが必要）の場合には徳島県の河川管理者が自ら行うこととする。

### 7. 係留船舶・沈廃船台帳の追加・修正

船体識別番号の調査結果を基に河川係留船舶・沈廃船台帳の追加、修正及び削除（様式1）を行う。また、河川管理台帳図及び図郭割図に記号等を用いて位置を更新する。

### 8. 係留施設台帳等の作成

係留施設の調査結果を基に係留施設台帳の作成（様式2）と、河川管理台帳図及び図郭割図に記号等を用いて位置をプロットする。

### 9. 成果等の整理

暫定係留箇所等の調査及び河川測量業務の成果を取りまとめ、報告書を作成すること。

※1 作業計画A及び現地調査Aは暫定係留施設を設置する4河川（榎瀬江湖川、宮島江湖川、沖洲川、新町川）を対象とする。

※2 船舶及び係留施設の台帳等管理（データの更新等）は、タブレット（当業務委託にて購入予定）及びパソコンを使用して作業を行うこととする。

※3 その他の業務については、積算業務等標準積算基準書に基づいて積算を行う。

（貸与資料）

- ① 河川現況台帳図
- ② 河川係留船舶・沈廃船台帳